

ち密な捜査推進強化要綱の制定について

刑捜一甲達第11号
生 企甲達第8号
交 企甲達第10号
警 公甲達第9号
平成19年3月30日

公判では、取調べにおける自白の任意性及び信用性が争点となることが多く、裁判実務において事実認定に一層厳格な吟味がなされる傾向にある。また、検察においても、一連の司法制度改革に伴い警察送致事件に対する関与の在り方に変化がみられるところである。

このような状況を踏まえ、警察は第一次捜査機関として常にその責任を自覚し、すべての事件についてち密かつ適正な捜査を推進するため、「ち密な捜査推進強化要綱」を制定し、適正に運用するものである。